

資材等価格の高騰による追加措置に係る グループ補助金の変更承認申請について

令和4年4月
宮城県経済商工観光部企業復興支援室

増額措置の概要

(1) 対象事業者について

グループ補助金の交付決定後、2回の繰越しや再交付を行ったにもかかわらず、当該期間に大幅に（1割超）費用が増加したために、復旧工事契約を結ぶことができていない被災事業者が対象です。

- 施設費の交付決定を受けていない方は対象になりません。
- 施設の規模増大などによる増額は対象になりません。
- 令和3年度の対象となる方は、当初の交付決定が平成23年度、平成24年度、平成25年度、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度、令和元年度及び令和2年度で施設工事が未契約の方です。

(2) 補助対象要件について

- ① 自己都合ではなく、他律的な要因等により、事業完了できていないこと。（土地の嵩上げ工事の遅れ、自治体の土地利用計画の遅れ等）
- ② 追加交付することで、追加交付年度内に契約・事業完了が確実に見込めるもの。（原則として、増額の手続きは一事業につき1回。）
- ③ 被災事業者にとって適切な補助事業計画であることが認定支援機関（注）に確認されていること。（事業者より認定支援機関に確認を依頼。）

（注）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項に基づき、国が認定した経営革新等支援機関（商工会、商工会議所、税理士、金融機関等）。県内認定機関数 527 機関（R4.2.25 現在）。

(3) 補助対象経費について

- ① 施設費の未契約部分を増額計画変更の対象とする（今回の増額計画変更承認後に契約する施設の復旧費用が補助対象）。
- ② 施設費の増額により従前の補助対象経費総額から1割を超えて増額した部分の4分の3を増額の対象とする（1割分は自己負担とする。）。ただし、施設費の増額は6割を上限とし、施設費以外の経費（設備費）は対象外とする。

- 増額変更により補助率が固定されることになり、その後に事業費の減額があった場合も補助率が適用されますので注意願います。

変更承認申請について

(1) 必要書類

- ①変更承認申請書
- ②補助事業計画書
 - ・変更部を朱書き見え消しすること
- ③当初交付決定翌年度までに事業完了できない、他律的な要因（事故繰越の類型）に関する書面
- ④認定支援機関が発行した事業計画書の確認書
- ⑤施設費が資材等価格の高騰により増額したことが分かる見積書（原則、申請日の3ヶ月前以内に取得したもの）
 - ・数量や仕様等が記載されているもの
 - ・経済性の観点から、可能な範囲において、複数の業者から相見積をお取りください。
- ⑥当初交付決定の施設費に係る見積書（又は積算内容が分かる書類）
 - ・数量や仕様等が記載されているもの
- ⑦その他知事が必要と認める書類

(2) 受付期間

令和4年4月21日（木）から6月10日（金）

変更申請を希望される場合は、必ず事前に担当課へ相談して下さい。

(3) 注意事項

- ・見積書と比較することにより資材等の価格の上昇などの内容について確認します。比較することができない内容の見積書の場合は、変更承認ができないことがあります。
- ・この増額計画変更により補助率が固定されますが、その後の事業費の減額の状況によっては、結果的に増額変更前の補助決定額より補助額が下がることがありますので、御注意願います。
- ・増額措置を受けた事業者については、施設費について計画外の用途に使用することはできません。

問い合わせ先

(1) 制度全般に関すること

宮城県経済商工観光部企業復興支援室企業復興支援第一班

所在地：〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話：022-211-2765 FAX：022-211-2719

メールアドレス：kifukuk@pref.miyagi.jp

(2) 商業・生活関連サービス業、商店街に関すること

経済商工観光部商工金融課商業振興班

電話：022-211-2746 FAX：022-211-2749

メールアドレス：syokokins@pref.miyagi.lg.jp

(3) 食品加工に関すること

農政部食産業振興課食ビジネス支援班

電話：022-211-2812 FAX：022-211-2819

メールアドレス：s-business@pref.miyagi.lg.jp

(4) 水産加工に関すること

水産林政部水産業振興課流通加工班

電話：022-211-2931 FAX：022-211-2939

メールアドレス：suishinr@pref.miyagi.lg.jp